

## 足立区地域猫活動協力員の登録等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域猫活動に協力の意思がある者に対して行う足立区地域猫活動協力員の登録等に関し必要な事項を定めることにより、地域猫活動を行う者が、区内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止し、虐待、遺棄、不必要な生命の処分等及び飼い主のいない猫に起因する地域住民の生活環境等への被害、迷惑等の減少を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 人間に直接的に飼養されておらず、特定の個人が住む家屋を主な居場所としていない、所有者のいない猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 雌雄の猫に関して生殖を不能にするための手術を行うこと（獣医師が当該手術を行った場合又は当該手術時に同様の手術が既に実施されていたことを確認した場合において、当該手術が実施されていることが識別できるよう耳の一部を切除する措置も含む。）をいう。
- (3) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、地域が管理する猫として地域住民によって繁殖やふん尿、餌やり等について適切に管理され、地域との共存が図られている猫をいう。
- (4) 地域猫活動 足立区地域猫活動支援モデル事業要綱（22足保生発第1304号 平成23年3月25日 区長決定）で定める登録ボランティアグループによる活動に準じて、個人、団体を問わず飼い主のいない猫の適切なふん尿場所等の確保や誘導をすることのほか、給餌や給水の実施方法や実施時間、実施場所等を適切に管理する等の見守り活動を総称したものをいう。

### (登録基準)

第3条 足立区地域猫活動協力員の登録（以下「本件登録」という。）をしようとする者は、次の各号に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 居住地周辺における地域猫活動について誠実かつ真摯に協力し、それを実施する意思を有する区民であること。
- (2) 第10条で規定する地域猫活動協力員としての責務を遵守できる者であること。
- (3) 第11条の規定により過去3年以内に登録が取り消された者でないこと。
- (4) 区が定期若しくは随時に、地域猫活動協力員の活動内容を電話やメール等で照会し、又は必要に応じて現地で調査する等の方法で確認することに対し、協力すること。

(5) 区の指定する時期に行われる猫の適切な飼養管理に関して必要な研修を事前に受講していること。

(登録の申請)

第4条 本件登録の申請をしようとする者は、足立区地域猫活動協力員登録申請書(別記第1号様式。以下「登録申請書」という。)を提出し、本人であること及び足立区の区域内に住所を有していることを証することができる公的な証明書類等を提示して、区長に申請しなければならない。ただし、足立区の区域内に住所を有していることを証することができる公的な証明書類等の提示については、当該申請者より公簿等で住所を確認することの同意があった場合には、省略することができるものとする。

(登録及び却下の決定)

第5条 区長は、前条の規定により申請を行った者が第3条の登録基準の要件を満たすと認めるときは、当該申請者を足立区地域猫活動協力員として登録する。

2 区長は、前条の規定により申請を行った者が第3条の登録要件を満たさないと認めるときは、本件登録の申請を却下する。

3 区長は、前2項の決定に際して、獣医師等の専門的知見を有する外部の第三者より、第3条の要件該当性等についての参考意見を聴取することができる。

(登録及び却下の通知)

第6条 区長は、前条第1項の規定により本件登録をしたときは、登録を受けた者に対して足立区地域猫活動協力員登録証(別記第2号様式)を交付し、その旨を通知する。

2 区長は、前条第2項の規定により本件登録申請を却下したときは、却下した者に対して書面でその旨を通知する。

(登録の期間)

第7条 本件登録(次条の規定により本件登録の更新を行う場合を含む。)の有効期間は、登録の日から当該日が属する年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第8条 本件登録の更新を申請しようとする者は、前条の規定による登録の有効期間満了の1月前から有効期間満了の日までの間、登録申請書を提出し、登録の更新の申請を行うことができるものとする。この場合において、本人であることを証することができるも公的な証明書類等を区長宛てに提示しなければならないものとする。

2 第5条及び第6条の規定は、前項の規定による申請を行った者について準用する。

(報告等)

第9条 本件登録をしている者は、毎年4月末までに前年度の活動内容等について、地域猫活動協力年間報告書(別記第3号様式)を区長へ提出することにより、報告することができる。

2 前項の規定による報告は、同一の町会・自治会に加入する者又は同一の町丁目に属する地域に居住する者については、共同して、一の地域猫活動協力年間報告書を提出

することにより行うことができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、区長は、必要であると認める場合は、本件登録をしている者及び登録していた者に対して活動内容等の報告を求めることができるものとする。

(地域猫活動協力員の責務)

第10条 地域猫活動協力員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地周辺における地域猫及び飼い主のいない猫のために給餌・給水を適切に行い、餌場・トイレ等を適切に設置・管理し、広い範囲で清掃して近隣住民の迷惑や苦情等の原因とならないように努めること。
- (2) 居住地周辺の飼い主のいない猫に対し、不妊去勢手術が実施されるよう努めること。
- (3) 地域住民に対し、地域猫活動の内容等について理解を得られるよう努めること。
- (4) 災害時等には区や町会・自治会等と連携し、飼い主のいない猫の適正な管理又は防災・防犯活動に努めること。

(登録の取消し)

第11条 区長は、本件登録をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 第9条の規定により報告書等の提出等を求められてもこれに応じず、又は虚偽の報告等をしたとき。
- (3) 前条に規定する責務をそれぞれ遵守しようとし、改善の見込み等がないと認められるとき。
- (4) 不正の手段により登録を受けたとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、足立区地域猫活動協力員の登録等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則 (4足足保生発第1063号 令和4年7月25日区長決定)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

付 則 (4足足保生発第1648号 令和4年10月25日区長決定)

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。